



茗會文譜

十
終

增 5
489
10止





茗會文談卷之十

目錄

- ① 伊勢
- ② 加茂
- ③ 住吉
- ④ 春日
- ⑤ 平野
- ⑥ 三輪
- ⑦ 貴船

- ⑧ 吉田
- ⑨ 大原野
- ⑩ 松尾
- ⑪ 梅宮
- ⑫ 神璽
- ⑬ 内侍所
- ⑭ 寶劔
- ⑮ 神
- ⑯ 延喜式

- ⑰ 佛法
- ⑱ 茶
- ⑲ 能因紅葉の歌
- ⑳ 短冊
- ㉑ 蝕
- ㉒ 字
- ㉓ 觸穢

茗會文談卷之十

錦城 大田元貞才佐 著

① 伊勢

天照大神廟に垂仁天皇の時倭姫神代よりの神
鏡神劍をとつて伊勢の國宇治川の上は鎮座し
玉ふ其川を御裳濯川と申は倭姫御裳をあら
ひし故あり又川上は五十鈴川ありよりて五
十鈴川とも申今の内宮是あり
其後雄略天皇二十二年御託宣よりて丹波の

与佐より豊受大神をむらへて伊勢の度會郡山
田の原に勧請す今の外宮是より豊受大神は
國常立尊あり

此時より倭姫猶死せずしてあはれける詳は日
本紀并神皇正統記に見えり

② 加茂

雷の神より下加茂は御祖の神より糾の宮をも

申すあり上加茂は別當の神ありむらへし加茂健_キ
甕身命の女玉依姫河の辺りにあそぶ時は丹塗
の矢流れ来り取てり家の檐にさすりさして一
人の男子を生り其父をあらん為よ盃をハ男子
は持とせり汝ハ父よ何とぞしと云時彼矢の
前よ置しあり此矢の羽鴨の羽をれハ其姓をか
もとするこ此時男子我ハ天神の子ありて飛
て天よ登りて雷もあそは是今の上加茂より玉依
姫も同時よ天よ登り槻樹の下よくまるとりて神

ちあり是今の下加茂あり丹塗の矢も神ちあり
今の松尾大明神是より

諸社記

別雷神一座号上社御祖社二座号下社亦社氏
説御祖社称中加茂日本紀日向襲峯天降座神
加茂彦角命止申須後仁大和國葛木山峯尔
宿坐^次其後山城國岡田加茂尔後座須在川
名石川瀬見小川建角命身女子玉依姫瀬見の
小川尔ありむし玉小時川上より一矢流れ来

来取て還床也アタ利よ置玉依姫懐胎三座玉
小御子に則處て申此の神の父に知れぬを
よ七日七夜云神魂寫樂々調酒々勸本ノ我
父より人よ盃を指賜

諸社記子曰別雷神一座号上社御祖社二座号下
社亦社氏說御祖社称中加茂日本紀日向襲峰天
降座神加茂達角身命上申須後仁大和國葛城山
峯尔宿坐須其後山城國岡田加茂尔後座須在川
名石川瀬見小川建角身命女子玉依姬瀬見の小
川尔あるひし玉ふ時川上より一矢流れ来取て
還床^ママ利^マ尔^マ玉依姬懐胎産玉ふ御
子と別雷と申此の神の父が不知也る七日七
夜云神魂尊樂が調酒が勸^マす^マし^マ本我父とる人

玉盃を指賜 也根田々外祖建角命七仰られ々々
か我父ハ天子有りて屋の壘豊乎宇加千天
子登り玉ひくとり別雷セハ申へ七云々

以上スベテ原本ノマヽ山

下鴨 二十二社次第ニ云御祖 別雷神父也 大山

祚神松尾日吉同体云々

一条禪閣御説よハ玉依姫七申加茂建角身命の
女ありとの玉へり

季吟曰糾の宮に申侍るは河合大明神より本

社の南よとせ玉へり

③住吉

日本紀曰伊弉諾尊日向國橋の河をきら原きて
後玉ふ時海底よりいつる三神あり底筒男命
中筒男命表筒男命七申是あり住吉大明神あり
神功皇后新羅を攻玉ひく時此神あらはれて軍
の先かけし玉ふよとて終よ三か人を鎮らる

神託よりて長門國は祝いまつる諸文本書、
皇后摂津國に至り玉ふ時おすみよりの國にて
託宣ある故は其處は鎮座す又、筑前都賀郡は
もあり三ヶ國ともは皆住吉といふ也

二十二社次第云、摂津國住吉郡住吉神社四座
第一底筒男命第二中筒男命第三表筒男命第
四神功皇后靈神神功皇后御宇伐新羅國明歲
向京隨神教以鎮座

二十二社本縁云、玉津島明神衣通姫座日由本ノ

故は住吉といふより和哥の道と護り玉へ
リ

ト部兼直哥は

西の海樟カキヶ原の鹽路より

阿らはれ出し住吉の神

社家説は天照大神を一座とし田鶴姫を一座と
し神功皇后を一座とし住吉四社明神七申す也
リ

④春日

日本紀子皇孫天降り玉女時武雷命齋主命ハさ
まへ降りて豊葦原中國を平らけらる見屋根
命ハ皇孫を守り奉て皇孫七同時子くより玉女
是則古藤原氏の祖神あり武壱植神七也申齋主
命ハ經津主神七也申之

二十二社次第曰第一建壱植^命導常陸國鹿島第
二齋主命下總香取第三天兒屋根命河内國平

岡第四姬大神伊勢大神宮若宮保延以後造神殿
御本社者同殿

神護景雲二年正月九日大和國添上郡三笠山
御至跡同年十一月九日寅日寅刻宮柱立御殿造
畢日常陸國御影向御衆物以鹿島以掃枝為鞭
或說曰春日若宮天押雲命中臣祐通奉之

○伊勢

〔是八日録ニナシ〕

伊勢内外諸宮記曰内宮天照大神一座

在度會郡宇治郷五十鈴川上

大日靈貴相殿二座

右万幡豊秋津姫命 イニ栲幡千千姫命

左天手力雄命

○外宮豐受大神宮一座

在度會郡 木郷山田原

二十二社次第曰 吉田二位兼候作 内宮重仁天皇

十七年鎮座す由也我朝の宗廟めて坐す

⑤ 平野

延喜式曰平野神四座今木神久度神古闔神相殿
比賣神

二十二社次第曰平野五社第一今木神 日本武尊

源家氏神 仲哀天皇平家氏神 〔原本第

三十三山 第四比賣神 天照大神太郷氏神 第五野の

神 天德日命四姓 中原清原菅原菰原

延暦年中立 社貞觀元年十一月九日始祭
之

⑥ 三輪

日本紀曰素盞鳴命の子大己貴命を大國主神と
も申其魂魄出雲國より大和國三諸山へうつり
玉へは宮を建て祝ふあり大三輪神とも申崇神

天皇の御娘倭迹々姫を此神の妻とし玉ふ此神
常は晝不見して夜來り姫何せしくちて晝見え
玉はねばうるはしくま姿を不見せいふ神答て曰
明朝汝が櫛笄を入て有らん驚き出るべからず
といふ姫いよく何やとこつてめて見ればうつ
くしき小蛇櫛笄を纏りて長さふたま下紐ので
とくあり姫おぞろきてさけふ神取うらみて俄
よ人の形ちまりて汝すてみ我も取を見せつる
我も又取と汝も見せんちて空中へちんで三諸

山より歸り姫悔て箸を以て陰をつきて死す
又旧事記より活玉依姫より通ひし座の上より
往來しければ苧玉巻は針を付て神の裳より
けて見れば輪の穴より出て葎渡山吉野山を過
きて三諸山より過り其糸三つに残る故に三
輪七申す

二十二社次第曰大和國城上郡大神大物主命神
代垂跡す

日本紀云大己貴神一名大物主神大三輪明神是

日本國地主神す

⑦ 貴船

貴布祢とも書あり山城郡愛宕郡より龍神
あり晴を祈るも雨を祈るも此社をまつるふ
り

二十二社次第曰山城國愛宕郡貴布祢神社水
神す

二十二社本社縁起曰此神加茂別処之祈雨時丹
生と同く奉幣せらる

○日本六十六州大小神社總數三千一百三十二座
大四百九十二小二千六百四十

○社數二千八百六十処 延喜式神名帳

⑧ 吉田

山城郡愛宕郡あり吉田の神社四座神の名春

日社も同じ

奈良京あり春日長岡京あり大原野平安城
あり吉田皆帝闕より有て宝祚を守り玉ふ
御堂関白の法成寺を立とよ吉田をいづめ興福
寺春日社も擬す

二十二社曰山城國愛宕郡吉田社四座神名春日
社も同じ貞觀年中鎮座亦曰中納言山蔭御勸
請云々

一条院永延元年始祭礼

季吟云吉田山は齋場所にてあり

二十二社次第裏書は云齋場処事日輪太神宮を
号し申は神武天皇元年神祇齋場所より初ま
りくる也名は日本最上を号へ申されり下
畧

此齋場所は如意嶽より近きところ吉田に移
し奉れり後の八神殿はもと大内裏の神祇官よ
り堀川の西大炊御門の地よりありしを太閤秀
吉の時洛中の寺社を方々よりひくるよ此八神

殿も今の吉田に移し置奉れり云々

此八神殿の西方は外宮内宮とせ玉ふ毎年九
月十一日の例幣を公より奉らせ玉ふり

八坂殿

神産灵神

高皇産灵日神

玉皇産灵日神

生皇産灵日神

足皇産灵日神

大宮吉良神

御食津神

⑨ 大原野

山城國葛野郡大原野此山を小鹽山と申あり文
徳天皇の時始て此祭を行はる春日同体なり春
日程遠し故に后妃の参詣のときりあらんが
めり此所へうつし申さるし

諸社記云大原野重跡同春日仁壽元年立丁未二
月依皇太后宮御祈山城國葛野郡大原野小宮柱
廣知春冬の御祭賜之

⑩ 松尾

大宝元年秦都理始て此社を立より日吉三輪
當社皆日体し

延喜式第九云山城國葛野郡松尾神社二座二十
二社次第二曰松尾大山咋神

市柞島姫神 旧事本記曰大山咋神此神座淡
海比叡山亦座葛野郡松尾

①梅宮

嵯峨天皇后嘉智子ハ贈大政大臣橘清友の女
リ清友ハ諸兄公の孫賢良九子ハ嘉智子ハ仁
明天皇の御母アリ承和年中勅此社を祭る橘の
是定是を管領す云々

是定七八正月五日の叙位ハ橘氏の爵の事を行
ふ人といふ名目アリ橘氏の末微ハ云々後寛

和の頃中関白道隆公大納言ト申せし時宣旨を
か少あり玉ひきより撰家ハ備はりし事ハ是定
をこれと云ふ点と云ふ誤あり

二十二社次第曰山城國葛野郡梅宮四座第一酒
解神第二大若子第三小若子第四酒解子當社ハ
仁明天皇母后文德天皇祖母大后橘氏神

○社家説云 大山祇命 木花開姫命

彦火々出見命 大酒解神

小酒解神 若宮橘諸兄公云々

⑫神璽

八坂瓊曲玉あり

旧事本記云

令玉作祖櫛明玉神作八坂瓊之五百筭御統

玉上矣

禁抄抄云

神璽自神代于今不替壽永自海底率出以青

絹裏之以紫糸結之如綱内侍持簡下緒指入
程綴管中鏡一程物竝返之不可傾

神説抄云

御灵同情あり一義曰天照大神の御灵骨亦
り一義曰天照大神天岩戸より引籠玉小時為
可慰申天明玉命作給へる八坂瓊曲玉あり
八坂もハ八方うるはくく田ふる音あり一
義抄事には獨鉗形あり

又八坂瓊玉の事日本紀私記上云

八坂瓊七は八岳まで光り輝く玉なり故曰
八坂瓊 右に深く神託あり

天照大神素盞鳴七ちりり時御髻よりあもひ付
させ玉ひけるものなり又素盞鳴尊此玉を拜明玉
といふ神よりうけて後天照大神へ奉り玉ふ
七也申し

神璽の玉ハ天子七いへ七也此箱の内を見玉ふ
るもあとはがましくして凡人あせが其故を知らん
や論よりくうらなり

⑬ 内侍所

内侍所七ハ八咫神鏡より七いふ神事ハ日
体より一義より云ハ八咫鏡七ハ八尺の鏡なり此鏡
ハ天照大神御顔を鑄作るより七云々

又此玉に付て数説あり一ハ岩懸^{ホリ}の姫の鑄
給ふ鏡七云一ハは天照大神自ら鑄て此鏡より
我影をうつしをきえの後天の磐戸より引籠玉

ふ七

日本紀云

使鏡作部之遠祖天糠戸者造鏡

又神説云

八尺鏡ハ神書アリ神代の事懇申へ鏡みむ
くひて物を見しるるは明子ハ鏡といふ
事

又八咫といふハ八方のるるあきらまは知る
故に八咫といふてもいへり

已上秘説

又日本紀云

天照大神手持宝鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾
児視此宝鏡當猶視吾可乎同床登殿以為齋
鏡

大神の勅よりて上古に同殿よりてくが垂
仁天皇より別殿に住玉ひ新に改めつりて神
代りのハ倭姫に授け玉ひて伊勢に移り玉ふ
てより賢てころのこも禁秘抄おせよとてし

昔内裏炎上の時此神鏡飛出玉ひて内侍の袖より
とゞまり玉ふ故に内侍所といふ
又禁秘抄云

白河院仰云内侍所之神鏡飛出欲上天而女官
縣唐衣袖奉引留依此因縁女官奉守護云々

内侍所七八尺神鏡あり

麗氣記云

八咫鏡者火珠所成玉本有法身妙理也亦名
都鏡亦名真經津鏡亦曰白銅鏡

此鏡を八咫といふは八寸を咫といふに婦人の
手のたけの寸あるほどに婦人の手を咫といふ
ありさる故に八咫といふに天照大神陰神あれ
ば婦人の手よりとゞりて八寸あるを八咫の
ことよてハツツ六十四義ありかゞみの徑二
尺二寸三分餘あるより其より六尺七寸阿
る程に八咫といふ

又一説に村上天皇聖記に天徳四年に内裏炎
上の時に内侍所灰の中より見ゆるを其

徑八寸ばかりとあるほどは八寸の義よしくても
リ
家傳の本よいふ八といふ字を用ゐるもヤ
ハ付字あり小児のそきの如きも初てヤアとい
ふ神ハ万物の根源あるゆゑハの字を附るが
神道の本にしてつり

○天照大神

○素盞鳴命

④寶劍

麗氣記よ曰

草薙劍亦曰天牟羅雲劍

是あり

日本紀曰

素盞鳴尊拔所帶十握劍斬其蛇至尾劍刃少缺
故割裂其尾視之中有一劍此謂草薙劍也素盞
鳴尊曰是神劍也吾何教私以安乎乃上獻於大

神

秘説曰

宝劔七八星之氣あり此劔を八本ハ叢雲劔といふ後ハ草薙劔といふあり素盞鳴尊於出雲國簸川上拔十握劔斬八岐大蛇至尾劔刃少缺不切叢雲立故怪割裂其尾視之中有一劔是云叢雲劔也

又草薙劔といふハ景行天皇四十年日本武尊東夷を征し玉ふ時冬十月伊勢神宮を拜し御伯母

倭姫命は辭して曰天皇の命をうけて東征の志ありゆらくの叛者を誅すへき為は君を辭するよし申玉ひければ倭姫命天叢劔をとりて日本武まさづけ宣くつゝみておころふとあわれむと此時日本武尊をめぐめて駿河はいつり玉ひしよその所の賊共いつたりあざむきて曰此野は麋鹿おほし是を狩玉へたれをりしを日本武尊是をまると思ひて野の中は入獸をゆとむ彼賊王を殺さんとあはれし故は火を

放てその野をやく時よ王の帯佩ひ玉ひし劍叢雲
そありぬけ出て王のうくころの草を薙玉ふよ
りてまぬれ玉ひし程よ其劍を草薙劍とい
へり此劍今尾張國年魚郡熱田社よあり

⑤神

神代口決曰

神者嘉牟嘉美也略曰嘉美神慮如明鏡之照

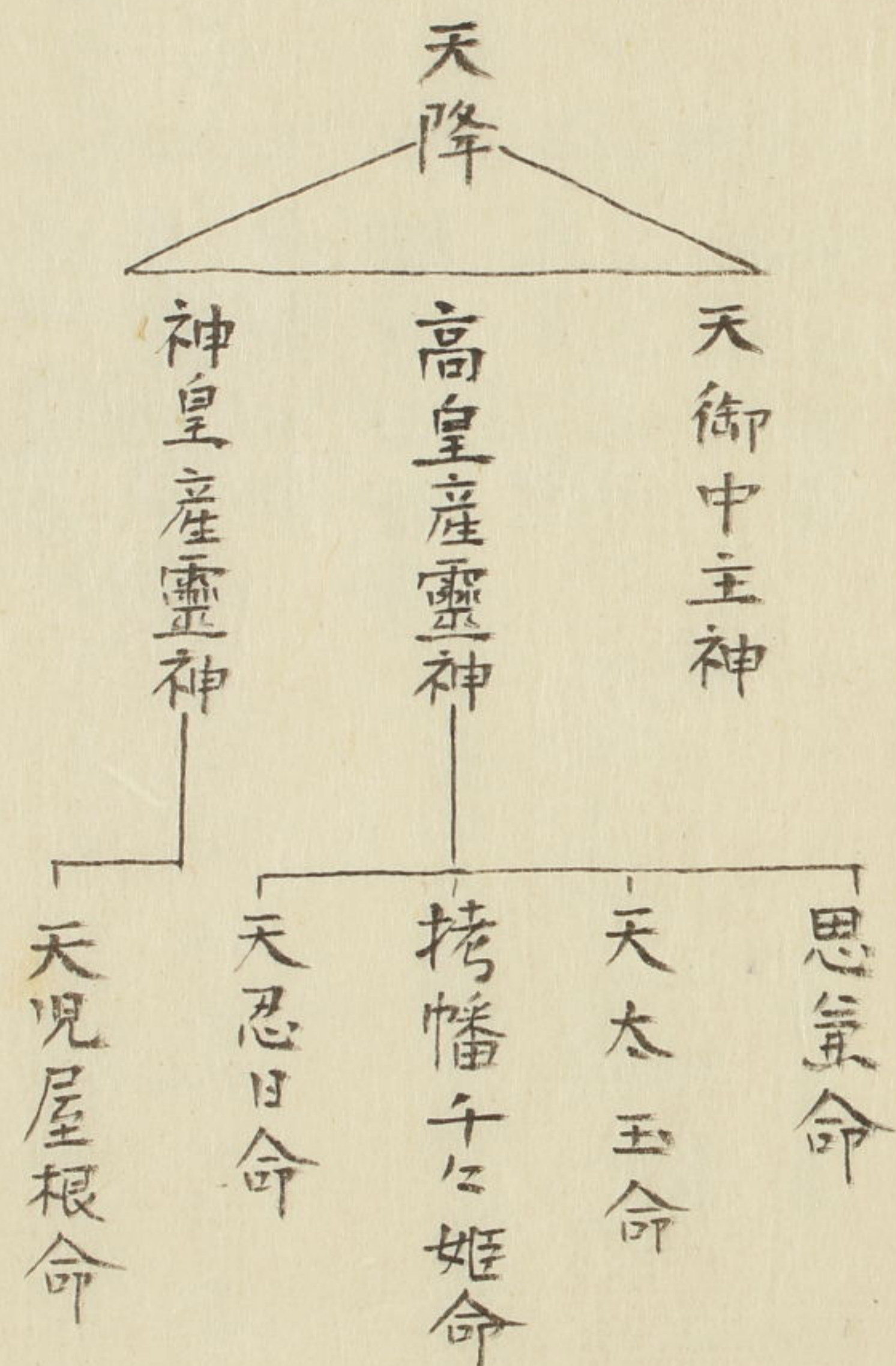
万物不捨一法不受一塵也 在天神在万物者靈
在人者真正也 万物之貴人之心清明則神也 儒
書曰陽之精氣曰神陰之精氣曰靈

⑥延喜式

人皇六十代醍醐天皇延長六年左大臣正二位兼
行左近衛大將皇太子傅藤原忠平大納言正三
位兼行民部卿藤原清貫從四位上行神祇伯大

中臣安則從五位上行
 勘解由次官兼大外記
 紀伊權介伴元永從五位行左大史
 阿刀忠行等奉勅撰

天照大神 — 天津吾勝命 — 皇孫命
 素盞鳴尊 — 大己貴命 — 事代主命



○天太玉命所率神五社

○天日鷲命

○手置帆負命

○彦狹知命

○櫛明玉姬命

○天目一命

○瀧之白浪

秋ハルカニ日暮ノ声ウナリ

アルニ足軒玄旨法印日暮ノ

瀧声

①七 佛法

金剛經ニ應無所往而生其心ニ佛の説れり是
無生を以て實ニ力を用ひて仙の化に至らんむ
るのねへあり

余を以て此句を解せば仙おむらん凡衆生の
愚蒙より終に邪惡に至らん皆欲よりむらむよ
りおむらん山の欲に我身をこり物として受す

るは着し妻子珍宝に我身をとするもの也
愛して又是る着す是より本心らくし
行種々の悪相着念生するより是住着する
り
さるはちて人皆妻子飲食の欲をもちて樹
下石上のすまいをすまはらず然れは飲食
はすれども味は着せず妻妾はあれども心は淫せ
かたきありのまゝに心直して物は應接すこ
の心は真如の体より出る可なり真如の体より

出れば邪悪に至ることをし是を執事すめ
んごめは一切有為之法如露亦如電と説き諸
行無常是生滅法生滅は已寂滅を樂と説き玉
へり

人ごと其身を有せずして死の呼吸の間ある
を知るつし是を真知するは妻子珍宝は何もの
ちづきとのづから執着するをちし死の呼吸
の間あるを知んても期する可きけれは其工
夫をことりやすし是より六趣因果を説き

終の一途念ありて天上より生れ地獄にもおつ其一念不乱不迷の心忽ちも出よとあらざ日頃看ありるもあき修の力より生ずるなり

此処ハ心仙及衆生是三無差別ありて仙の起り仙徳あれハ来世阿れば仙果を得んとなり凡天下の僧俗男女皆如斯にハ娑婆即寂光土の此教ありてより衆生因果報應を信じて諸悪莫作衆善奉行するもあり着する所不もなり見性明心しては仙菩薩の至る也なり是釋迦一代

教化の始終ありさて此二句の文法をいたど無所住は執着する所なきあり而生具心の四字妙あり心ハ真如の實體火ハあつく水ハ冷かる柳ハまげりは花ハ紅ある所言語は落ちぬあり而生の二字はて人の功夫をあらしり是ハ上の應の字はて明らかあり誠は名文といふは後世禪家の解ハ大ヤウ二句もハ本来面目の様子はす微妙なり面白くハ何れど仙の本は目はは相違あり且此文理はあらはず此二句の上は

不應住色生心不應住聲香味觸法生心の二句
あり何をせ見るべし

不應と應との字は心を付べし

釋迦諸の經説みふ此事あり

吾か聖人の道は死妄は天以動ふり人為をみふ
とす自然は隨ふあり此心を無為とて治むと
も無可無不可とも適もふく莫もあしとも説く
無思ふり無為ふり寂然不動 而遂天下之本と
も説けり

此一理ありて釋迦の道も是は外あること
あり

わくし柳子厚が仏道を好めるを韓退之そり
ければ子厚人よ何とへていひまけをしけるよ
は仏説は勿論論語も合ありよりて好むといへ
りか、る所を見付たるあらんされども此子厚
が論聞えたりとも見えぬといふんちあれば仏道
は聖人の道は異にして且まされるもあらば好
むまどきよあらざるでよ聖人の道は同じら

ば好むよ及ばぬ事あらざるや子厚もろこしの地
よ生れて堯舜周孔の道を学んで身を立て家を
おせり皆聖人の恩澤あり外の道よよよるよ及
はぬ事ありあひもあはらぬ道あるよすま好こ
て人の心服をうるに畢竟異を好み物ずまを
いふものよて適辞あり天竺にもろろ人のい
はゆる西戎よれども人倫の情一より其國よ生
れて仏と尊ぶ釋迦よれども其説く所の堯舜
周孔の説よ同じき所あるはいふよ及はぬよ

みておちろんよとらす子厚が論をとせへてい
はぬ我國の茶飯よかはらぬ隣家の茶飯を好し
てもらひらふちあり物好しをざらんや且人
間ハ事多きをいむあり事すんふければ心やす
しと多ければ心よづらはし煩らはまきハ理よ
もちるの基ふり子厚も聖人の道よてすむよふ
ればよれよてすませくるをよてす同よさま
ふる外國の法を学ふハやねのうへよやねよふ
くか如しよし道を知らぬ國道を知らぬ人よて

通：佛法よあひ其教よ行ひて應無所住而生其
心の地よ至らば賢人といふべし

①六茶

主制よて市中よてうらぬ物數十種あり皆、故
あよとちり大坂よて二三十年以前より茶のひ
まるとを賣始とり茶の事に主人まづうら事を
取ると礼ちす茶も自ら磨て用るとそよけれ挽

たる茶の價どよ出さハ何時よても末茶あるハ
大よ意を失つりとちひ自らひき用る人あるも
買するあらんと客のおもはく詮あしと思ひ愈
みつうらせぬ勢ひとあるよと諸所の煎茶の名
あるともあつめて賣るものあり求めりときを
ほり率めて用るとを樂しこれ賓客へのゆてよ
しこれ是よふ世のいつよこのくるくと成行よ
り種々の事は心を用ひて人のせぬ商ひをして
利を得んとするよ

十九

あらし吹紅葉の歌

目錄より能因七紅葉の歌より作す

あらしふくうむろの山の形 あり人のいふこ
むろの下の河ハ龍田ニ別ニ名所遠ニリセ近
す

我ハもふよむろの歌人後世の歌人の會ニ臨
み題をとりて居ふがう見もせぬ川山を哥ニ作

り出すがろてきはあらず名所の違ひハあるま
じも龍田川ハ直ニむろの山のおもてあら
ハおの哥あり無味あり龍田川ハ一二里も外
を流る、河あるまおの紅葉の流るハみむろ
の紅葉のあらし吹れくるあらんてあらハ一
趣向ニ然らハあらし吹の五文字カありて聞
是事古今集の篇よりとくハツリ

② 短冊

今の世哥をかくんざくに昔よりいふりし物も聞えり短冊といふ詞我にふと其故を聞侍らざるをいふも元来に題を上よかきいふらも重ね置題の所をかくて人々手よまらせて引せらせて哥とあるま也

續日本紀天平二年令採短籍以仁義礼智信五字隨其字而贈物もあり採の字を異本に採よ作り其後此法をもて即席に哥よめり然らん短籍

をば採ざんとも書へし

③ 蝕

極西の國は長人國あり其人手をのぼして星をよきよせいふ人是を聞て天に至りて高く星に至りて大ふるものも聞たりいふある長人ありともさはあるまじりといふいやく天にさのこ高くらす星も見えたる通り

の物みてさのこ大あらす至りての長人あらば
手よちるまじきまあらすせいひあらんふ
傍の人のいふえても七兩人ても天よのぼり星
の側ま行て見玉ふや

さよいあらず推量よて申こ

推量あらは、いふほを争ひても是非、つらぬ事
あれ、此論ハやめ玉へと、し星を手よにぎる
ちいふ、児童のいふとよて婦女よの信する所
より少も天文を知れる人の笑ふるせあり是よ

つけておもひ出とり人のちあしよ仏説よあり
さて申けるハ帝釋天と修羅王との戦の時日月
を手にてさへへかすよの時蝕すといふり廣
大ある日月をうらす手はいふある大きあらん
いふくし是日月を下より見るとほせのもの
思へるや又日月ハ見えて帝釋阿修羅の形
の見えざるもいふくし華嚴經よ阿修羅の身
のとけ十六万八千由旬ありとつひて此説よあ
はせとり然るよ日本おどの曆つくるもの此戦

明年の何の月何の日何の刻ははしるるといふ
を算術にて知りあまつさへ其手よしつらき多
少までもあるいひあふ故にやいふも俗に
いふ餘に日月の病あり無養生すればかく病も
あるとを虫生よと云し玉ふより七いふは面白し
そ一笑々々

②字

我國にていつれの時いつれの時年のあやいつ
れの人よ始りしや菅相公字參紀長谷雄字寛
文学は唐へ行く人の歸りてもろくの人の
名の外に名字かを付るといふよりそれを學ひて
つけるあらん阿ざい阿ざい阿ざい他へ外に名
の外の名もいふ言か又阿ざい阿ざい日本紀よ
俳優を己ぎをぎといふはとけわれをいふら
ればかりをあらたにわれよ付る名といふら
らうこの心あらん号よ似たり

③ 觸穢

日本の俗は觸穢の令あり唐土はても天地郊祀
のとき凶服のものを入れざるを礼記に見えと
り今京師堂上の間も清次といふるをも専ら
するなり觸穢の説甚なりとありて清次出来
たり終には潔癖の病の如し神事よあづかる事
に死喪のけがれに勿論のと其外清浄をよき

とあり

清次といふ詞は大嘗會の悠記須基と同一悠記
に清あり須基に次あり精疎上下をいふので
とし京師の下は婦女ら是を聞あらひて平生日
用の事は清次をいふあり是もと半分仙より来
り真臘國に天竺に近き國にして佛法を崇敬す
唐土の人その國に至り廁して汚を紙にてぬぐ
ふを見て甚た笑ふその其國の人貴賤ともに
その度でても浴すてあり是等に仙律より出と

リセ見えくり

茗會文談卷之十大尾

